

「ご契約にあたりご確認いただきたい事項」

- お申込者またはご契約者は、申込日または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」についての同意確認日（重要事項説明完了確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内であれば書面によりお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます（クーリング・オフ制度）。
- 本商品にご契約いただくか否かが、金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 本商品はジブラルタ生命を引受保険会社とする変額個人年金保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象にはなりません。
- 本商品の一時払保険料に充当するための資金を銀行などからの借入を前提として申込されるご契約はお引受けできません。
- この保険には配当金はありません。

ご契約の際には「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に伴う大切な事項、必要な知識等について、また、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用に関する大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。特に契約者等の不利益となる事項やリスクについてご理解の上、ご契約前に必ずお読みいただき、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- ご契約申込の撤回等（クーリング・オフ）について
- 責任開始期と契約日について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 告知義務について

生命保険募集人について

当年金保険の生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

変額個人年金保険の販売資格について

変額個人年金保険の販売資格は、（社）生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し（社）生命保険協会において変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが変額個人年金保険の取扱いを行うことができます。なお、当年金保険の生命保険募集人の権限等に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ジブラルタ生命コールセンター



0120-59-2269

受付時間／平日 8:30～20:00

土曜 9:00～17:00（日曜・祝日を除く）

生命保険契約者保護機構について

ジブラルタ生命保険株式会社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。保険会社の業務または財務の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820）ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>までお問い合わせください。

！ 本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません

株価や債券相場、為替相場の変動等により死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資額等が一時払保険料を下回る場合があります。

スマート年金 **4分散** プラス

変額個人年金保険 I 型

セカンドライフを、スマートに

募集代理店



新生銀行

株式会社新生銀行

〒100-8501 東京都千代田区内幸町2-1-8

新生銀行ホームページ <http://www.shinseibank.com>

電話／（0120）456-860

受付／24時間・365日（新生パワーコール）

引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

ジブラルタ生命コールセンター

0120-59-2269

受付時間／平日 8:30～20:00

土曜 9:00～17:00（日曜・祝日を除く）

ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp>

募集代理店



新生銀行

引受保険会社



Gibraltar
ジブラルタ生命

この保険の引受保険会社はジブラルタ生命保険株式会社です。株式会社新生銀行は、ジブラルタ生命保険株式会社の募集代理店です。

セカンドライフを、スマートに。

60歳からのセカンドライフの時間は男女とも20年以上…

現役時代とは異なり退職後はそれまで築き上げてきた資産を取り崩していく生活にかわります。

長いセカンドライフをよりゆたかで充実したものにするためには

取り崩していかなければならない生活への変化を理解し

資産設計を含めた事前の準備が大切、

今まさにスマートな資産設計が求められているといっても過言ではありません。

「スマート年金 4分散プラス」による長期分散投資で安定的に運用し、終身年金で効果的に受け取る、

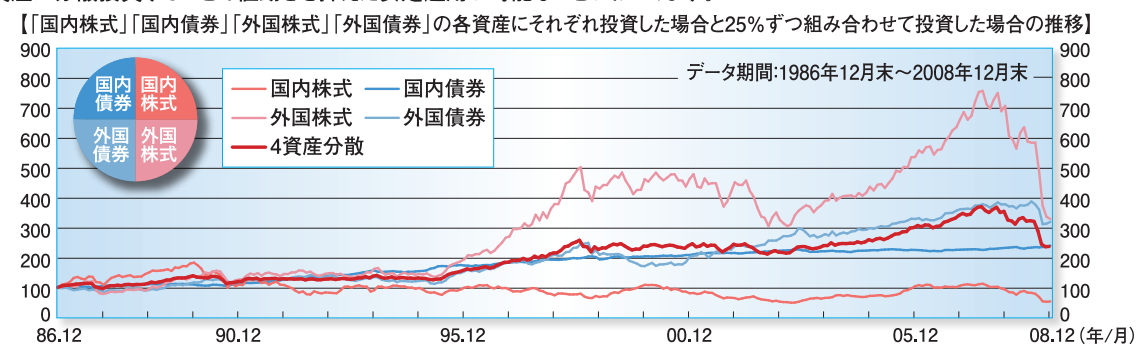
セカンドライフの資産設計をスマートに

こんな願いをこめて今あたらしい資産活用のかたちをご提案いたします。

「長期国際分散投資」により資産を運用する。

●資産を分散投資することで値動きは安定する

個別の資産に投資した場合、大きな収益を得る年もあれば、大きな損失を被る年もあります。下記のグラフをご覧ください。複数の資産に分散投資することで値動きを抑えた安定運用が可能ながわかります。



※当グラフにおける国内株式は東証株価指数 (TOPIX) を、国内債券はNOMURA-BPI (総合) を、外国株式はMSCI KOKUSAI インデックス (円換算ベース) を、外国債券はシティグループ世界国債インデックス (除く日本) を使用しています。なお、1986年12月末日を100として指数化しております。

※NOMURA-BPI (総合) は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるジブラルタ生命の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※上記グラフは実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また、将来的に運用成果や収益を保証または示唆するものではありません。

[データ出所] Bloomberg、野村証券株式会社

●長期投資を組み合わせることでさらに効果的

リスクを抑えリターンを安定化させる手法として、長期投資が有効です。個別の資産を短期間で保有した場合、値動きのブレ幅が大きくなる傾向がありますが、長期間にわたって保有することで値動きのブレを抑えた安定的な運用を行うことが可能です。これを長期投資の効果といいます。

上記の分散投資の考え方とあわせて、資産を長期にわたって保有することでより安定的な運用が期待できます。

！ ご注意いただきたい事項

【運用リスクについて】

- 「スマート年金 4分散プラス」は、特別勘定の運用実績に基づいて死亡保険金額、積立金額、解約返戻金額等が日々変動 (増減) する変額個人年金保険 (生命保険) です。
- 「スマート年金 4分散プラス」の特別勘定は主に国内外の株式、債券等に投資する投資信託で運用されますので、株価や債券相場下落、為替相場の変動等により死亡保険金額、積立金額、解約返戻金額または年金等お受取りになる金額の合計額は、一時払保険料を下回る場合があります。損失が生じるおそれがあります。
- 特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なります。お申込みの際には、リスクをご理解の上、ご契約ください。また、積立金の移転 (スイッチング) を行う際にも、ご選択いただく特別勘定の種類によって基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。
- 据置期間中の死亡保険金額および途中で解約された場合の解約返戻金額、年金開始日における年金原資額の最低保証はありません。なお、災害死亡保険金額は、死亡日の基本保険金額* (一時払保険料相当額) の100%の金額が保証されています。

* 増額 (減額) があつた場合、増額 (減額) 後の基本保険金額となります。

【手数料について】

- ご契約時に「契約初期費用」、据置期間中に「保険契約管理費」「運用関係費用」「積立金の移転手数料」、年金支払開始後に「年金管理費」が手数料として控除されます。各種手数料の詳細については、P13の「諸費用について」をご確認ください。

「終身年金」のしくみを活用する。

●意外と長いセカンドライフ…ゆとりあるセカンドライフのために不足するお金とは？

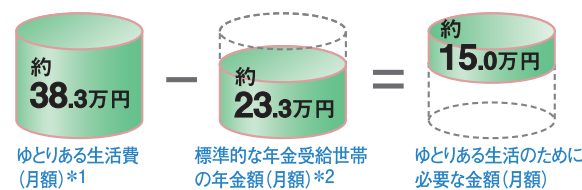
60歳からのセカンドライフは男女ともに20年以上。長生きは大変喜ばしいことですが、セカンドライフをゆとりあるものにするためには、公的年金だけでは不十分なようです。

60歳からのセカンドライフの長さ

男性	60歳の平均余命 約22.5年	約82歳
女性	60歳の平均余命 約28.0年	約88歳

※厚生労働省「平成19年簡易生命表」より作成

ゆとりある生活のために必要な金額 (月額)



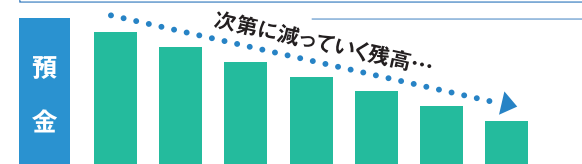
*1 生命保険文化センター「平成20年度生活保障に関する調査」より作成

*2 平成20年版 厚生労働白書「標準的な年金受給世帯の年金額 (夫婦の基礎年金+夫の厚生年金)」より作成

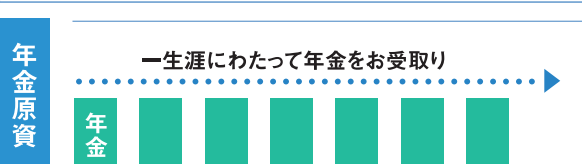
●一生涯にわたってお金を受け取るしくみをつくる

セカンドライフの不足額を預金などで補えば、いつかその資産はなくなってしまう。終身年金を活用すれば、一生涯にわたって定期的な収入を確保できるので、「お金の寿命」を延ばすことが可能です。

貯蓄を取り崩すイメージ



終身年金のイメージ



仕組みと特長

「スマート年金 4分散プラス」は、長期国際分散投資により安定的に資産を運用し、終身年金で効果的に運用実績を受け取ることをコンセプトにした投資型の個人年金保険です。あなたのスマートな資産設計を応援します！

❗ 本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません
株価や債券相場、為替相場の変動等により死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資額等が一時払保険料を下回る場合があります。

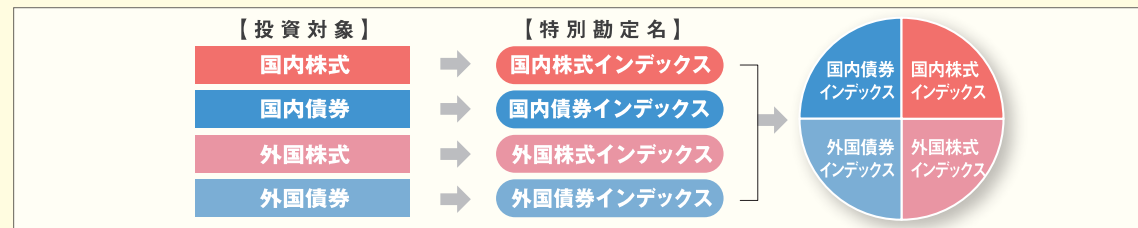
Smart
ふやす

資産運用としての3つの魅力

➡くわしくはP5～8をご覧ください。

① 4資産を自由に選択・組み合わせて運用することができます。

- ご契約時には4本の特別勘定から自由に選択・組み合わせることでお客さまのご要望に応じてオリジナルのポートフォリオを作成することができます。これら4本の特別勘定は主要4資産（「国内株式」「国内債券」「外国株式」「外国債券」）を投資対象としており、4資産分散による運用が可能です。



- 据置期間中、上記の特別勘定に加えて、「マネープール」を選択・組み合わせることも可能です。急な価格変動リスクに対応することもできます。

② いつでもポートフォリオの見直しができます。

- 据置期間中、運用状況をみながらスイッチングを行うことで、ポートフォリオを見直すことができます。スイッチングは1保険年度*につき15回まで手数料はかかりません。
- * 契約日もしくは年単位の契約応当日からその日を含めて1年をいいます。

③ スマートな商品設計で保障にかかる費用を抑えています。

- 保険契約管理費は年率0.65%。死亡時の最低保証を災害死亡時のみとすることで、保障にかかるコストを抑えています。

手数料について

➡くわしくはP13の「諸費用について」をご覧ください。

- ご契約時の費用……………一時払保険料に3.5%を乗じた額を「契約初期費用」として特別勘定投入時に一時払保険料より控除します。
- 据置期間中の費用……………積立金額に対して年率0.65%/365日を乗じた額を「保険契約管理費」として毎日控除します。特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して特別勘定毎に設定された年率0%～1.00%以内（各特別勘定ごとに異なります）/365日を乗じた額を「運用関係費用」として毎日控除します。
- 年金支払開始後の費用……年金額に対して1.0%を「年金管理費」として年金開始日以後の毎年の年金支払日に積立金額から控除します。

Smart
うけとる

年金としての3つの魅力

➡くわしくはP9～10をご覧ください。

① 一生涯にわたって年金を受け取れます。保証金額付終身年金

- 「保証金額付終身年金」を選択すれば、被保険者がご生存されている限り一生涯にわたって年金を受け取ることができます。
- 死亡一時金保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、支払総額（既払年金の総額および死亡一時金額の合計額）で年金原資額が保証されます。

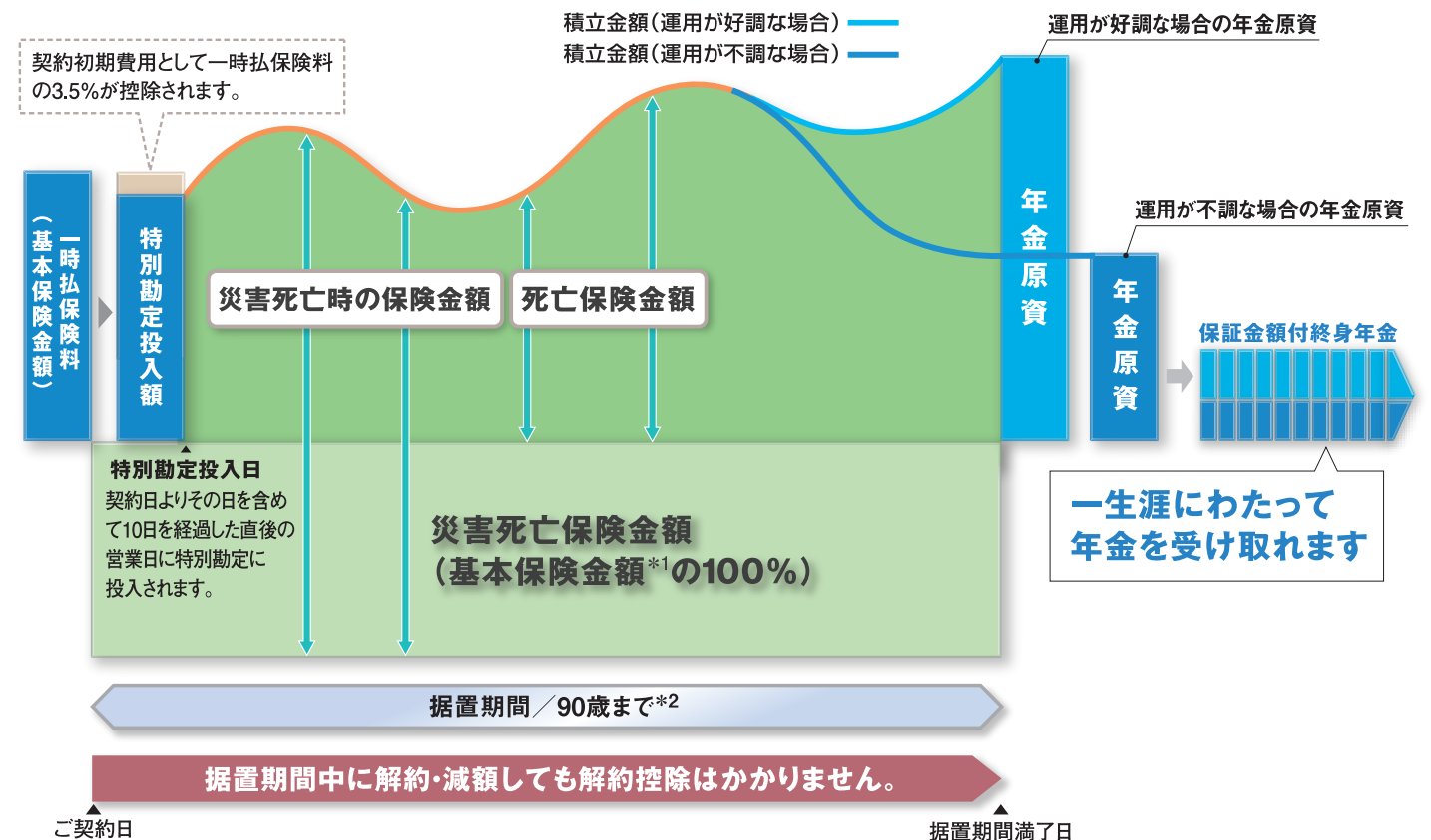
② ニーズに合わせて多彩な年金受取方法から選択することもできます。

- 「確定年金」を選択すれば、一定の期間、年金をお受取りいただけます。年金支払期間は5～40年の間で任意に指定できます。
- 確定年金と保証金額付終身年金を組み合わせた「前厚型終身年金」、異なる年金支払期間の確定年金を組み合わせた「前厚型確定年金」を選択することも可能です。また、年金でのお受取りにかえて一括で受け取ることも可能です。

③ 最短1年から年金受取が可能です。

- ご契約日から1年経過以後であれば、年金支払移行特約を締結することで、好きなタイミングで年金原資を確定して年金受取を開始することができます。

イメージ図



ご契約日

*1 増額（減額）があった場合、増額（減額）後の基本保険金額となります。

*2 ご契約時に設定できる年金開始日は被保険者が90歳に到達する契約応当日のみとなります。

※この図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡保険金額、年金原資額等を保証するものではありません。

据置期間満了日

災害死亡保険金額は、死亡日の基本保険金額の100%の金額が保証されています

- 被保険者がお亡くなりになった場合、（災害）死亡保険金をお支払いいたします。

死亡保険金……………据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡日の積立金額を死亡保険金としてお支払いします。

災害死亡保険金……………据置期間中に被保険者が災害など不慮の事故等で亡くなられた場合、死亡保険金に加えて災害死亡保険金（死亡日の基本保険金額の100%）をお支払いします。

その他のお取扱いについて

- 増額**……………契約日より1か月経過以後、運用状況をみながら随時増額することが可能です。
- 解約・減額**……………据置期間中、急に資金が必要になったときなど、解約あるいは基本保険金額の減額によって積立金の全部あるいは一部を解約返戻金として受け取ることができます。据置期間中に解約・減額しても解約控除はかかりません。
- 遺族年金特約（変額個人年金保険用）**……………死亡保険金や災害死亡保険金および死亡一時金は、一時金でのお受取りにかえて年金として受け取ることが可能です。

（注）当パンフレットでは、「ご契約のしおり・約款」に記載されている「年金原資の一時支払」を「年金原資の一括受取」と読み替えております。



特別勘定のラインアップについて

5本のさまざまな投資対象をカバーした特別勘定(ファンド)で運用します。

ご契約時にご選択いただける特別勘定

国内株式	国内株式インデックス
●主たる投資対象となる投資信託： ブルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマー (適格機関投資家向け) ●運用会社：ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン 株式会社 ●運用関係費用(税込)：年率0.1785%(税抜0.17%)程度	●運用方針：PRU国内株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、 わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)*1の動きに 追随する投資成果を目標として運用を行います。 ・株価変動リスク等があります。

国内債券	国内債券インデックス
●主たる投資対象となる投資信託： ブルデンシャル私募国内債券マーケット・パフォーマー (適格機関投資家向け) ●運用会社：ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン 株式会社 ●運用関係費用(税込)：年率0.1365%(税抜0.13%)程度	●運用方針：PRU国内債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、 わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI(総合)*2の動きに 追随する投資成果を目標として運用を行います。 ・金利変動リスク、信用リスク等があります。

外国株式	外国株式インデックス
●主たる投資対象となる投資信託： ブルデンシャル私募海外株式マーケット・パフォーマー (適格機関投資家向け) ●運用会社：ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン 株式会社 ●運用関係費用(税込)：年率0.231%(税抜0.22%)程度	●運用方針：PRU海外株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、 日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAI インデックス(円換算ベース)*3の動きに追随する投資成果を目標として 運用を行います。原則として為替ヘッジを行いません。 ・株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等があります。

外国債券	外国債券インデックス
●主たる投資対象となる投資信託： ブルデンシャル私募海外債券マーケット・パフォーマー (適格機関投資家向け) ●運用会社：ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン 株式会社 ●運用関係費用(税込)：年率0.21%(税抜0.20%)程度	●運用方針：PRU海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、 日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ 世界国債インデックス(除く日本)*4の動きに追随する投資成果を目標として 運用を行います。原則として為替ヘッジを行いません。 ・金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等があります。

特別勘定について

- 「スマート年金 4分散プラス」では特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- この保険は、ひとつまたは複数の特別勘定グループが設定されており、各特別勘定グループの中には、それぞれ投資する資産の種類・運用方法が異なる複数の特別勘定が用意されています。保険契約者はこの契約の特別勘定グループ内の各特別勘定に、ご契約締結時または増額の保険料の繰入時に積立金の移転等を行うことはできますが、他の特別勘定グループの特別勘定について、保険料の繰入や積立金の移転等を行うことはできません。
- 特別勘定の設定は一時払保険料に対して、各特別勘定ごとに1%単位、合計100%になるように行います。

❗ 本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません
株価や債券相場、為替相場の変動等により死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資
額等が一時払保険料を下回る場合があります。

据置期間中に左記の特別勘定に加えてご選択いただける特別勘定 (ご契約時にはご選 択いただけません)

マネープール	マネープール
●主たる投資対象となる投資信託： 日興MRF(マネー・リザーブ・ファンド) ●運用会社：日興アセットマネジメント株式会社 ●運用関係費用(税込)：年率0%~1.00%以内 (金利水準等によって変動します)*5	●運用方針：内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、 元本の安全性に配慮し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。 ・金利変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。

- *1「東証株価指数(TOPIX=Tokyo Stock Price Index)」とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は、当ファンドの運用成果等に関し責任を有しません。
- *2「NOMURA-BPI(総合)」とは、野村證券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI(総合)は、野村證券株式会社の知的財産であり、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任ありません。
- *3「MSCI KOKUSAIインデックス」とは、MSCI (モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。「MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)」は、「MSCI KOKUSAIインデックス(米ドルベース)」をもとに、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの承諾を受けたうえでブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が計算したものです。「MSCI KOKUSAIインデックス」はモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの財産であり、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)はモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクのサービス・マークです。
- *4「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当ファンドでは、シティグループ世界国債インデックス・データをもとに、日興シティグループ証券株式会社の承諾を得たうえで、ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が円換算ベースに計算したものを使用します。

©Citigroup Global Markets Inc. All rights reserved.

- *5 投資信託の信託報酬の総額は、信託財産の元本総額に年1.0%以内の率で、次に定める信託報酬率を乗じて得た額とし、毎日計上します。各週の最初の営業日から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期に係る信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年率換算収益分配率に100分の10を乗じて得た率以内の率(ただし、当該率が年0.2%以下の場合には、年0.2%以内の率)とします。上記規定にかかわらず、当ファンドの日々の基準価額算出に用いたコール・レートが、年0.4%未満の率の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内の率とします。

- ※特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して特別勘定毎に設定された年率／365日を乗じた額を毎日控除します。
- ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬の他、運用関係費用としてお客さまにご負担いただく手数料には、信託財産留保額、信託事務の諸費用(監査費用を含む)、有価証券の売買委託手数料および為替手数料、消費税等の税金がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、ユニットバリューに反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります(運用関係費用は、運用スキームの変更、運用資産額の変動等により、将来変更される可能性があります)。
- ※特別勘定の投資対象となる投資信託については、その運用スキームの変更、運用資産額の変動など特別な事情がある場合、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。
- ※特別勘定の詳細については、「特別勘定のしおり」をご覧ください。
- ※諸費用の詳細についてはP13の「諸費用について」をご覧ください。

- 特別勘定の運用は毎日評価(原則として時価評価)され、各契約の積立金に反映されます。
- 契約日からその日を含めて、10日を経過した直後の営業日に一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定に投入し運用が開始されます。
- 保険契約者の持ち分は「ユニットバリュー」と「口数」を用いて管理されます。「ユニットバリュー」とは、会社としての運用開始時を100として持ち分1口あたりの価値を意味します。ユニットバリューの計算にあたって、運用関係費用が控除されます。「口数」とは、各特別勘定資産の保険契約者の保有分を表す単位のことをいいます。口数の計算にあたって、保険契約管理費が控除されます。

運用について

特別勘定は1%単位で任意に組み合わせることができます。また、運用環境の変化にあわせて積立金の 移転(スイッチング)が可能です。

！ 本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません
 株価や債券相場、為替相場の変動等により死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資額等が一時払保険料を下回る場合があります。

4資産を自由に選択・組み合わせて運用することができます

- ご契約時には以下の4本の特別勘定より自由に選択・組み合わせることでお客さまのご要望に応じたオリジナルのポートフォリオを作成することができます。

国内株式インデックス

国内債券インデックス

外国株式インデックス

外国債券インデックス

- 据置期間中、上記の特別勘定に加えて、「マネープール」を選択・組み合わせて運用することも可能です。
- 特別勘定は1%単位で任意に組み合わせることができます。

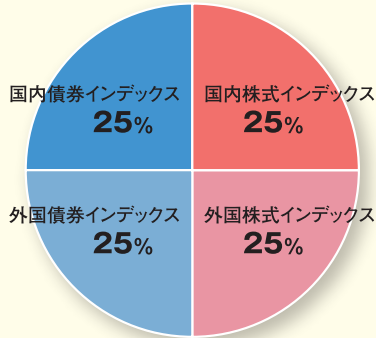
【ご参考】特別勘定の繰入割合の例

繰入割合の例	TYPE ①
--------	--------

〔基本プラン〕 4本の特別勘定を均等配分したプランです。

●特別勘定名と繰入比率

特別勘定名	繰入比率
国内株式インデックス	25%
国内債券インデックス	25%
外国株式インデックス	25%
外国債券インデックス	25%



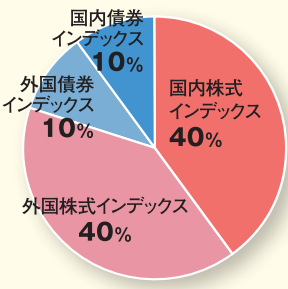
繰入割合の例	TYPE ②
--------	--------

〔株式重視プラン〕

株式の比率を高め、積極的な運用を目指します。

●特別勘定名と繰入比率

特別勘定名	繰入比率
国内株式インデックス	40%
国内債券インデックス	10%
外国株式インデックス	40%
外国債券インデックス	10%



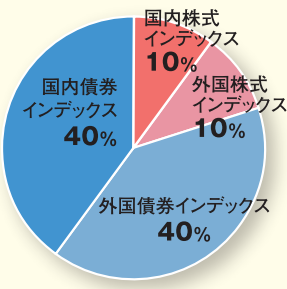
繰入割合の例	TYPE ③
--------	--------

〔債券重視プラン〕

債券の比率を高め、安定的な運用を目指します。

●特別勘定名と繰入比率

特別勘定名	繰入比率
国内株式インデックス	10%
国内債券インデックス	40%
外国株式インデックス	10%
外国債券インデックス	40%



※上記の特別勘定の繰入割合の例は、特別勘定の選択例を、参考として作成したものであり、将来的な投資成果の優位性を示唆したり保証したりするものではありません。また、記載の繰入比率に関する将来的な運用実績についてジブラルタ生命は責任を負いません。

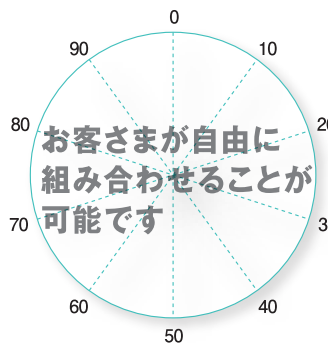
セルフチェック

お客さまのお考えになるポートフォリオはおきまりですか？ 特別勘定を自由に選択・組み合わせることでお客さま自身のオリジナルのポートフォリオを作成しましょう。

●お客さまの目標ポートフォリオ

特別勘定名	繰入比率
国内株式インデックス	%
国内債券インデックス	%
外国株式インデックス	%
外国債券インデックス	%

お客さまが自由に
組み合わせることが
可能です

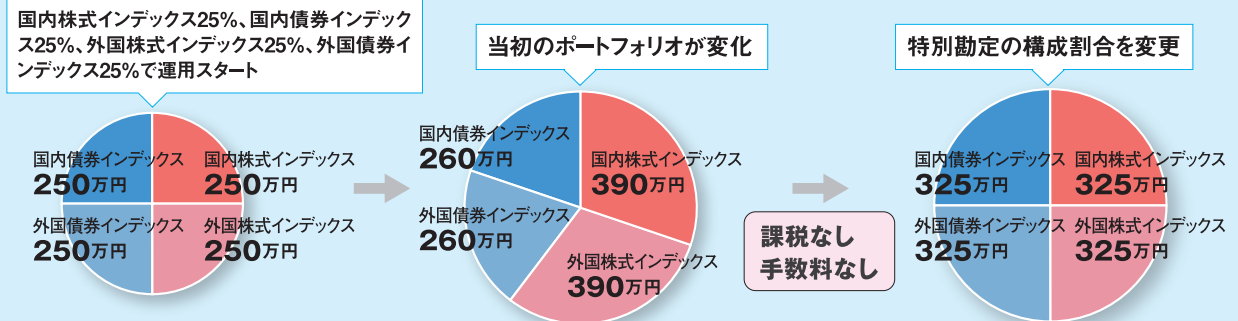


※特別勘定の選択・組み合わせは、任意に設定することができます。特別勘定の選択・組み合わせに関する最終的なご判断は、お客さま自身で決定ください。

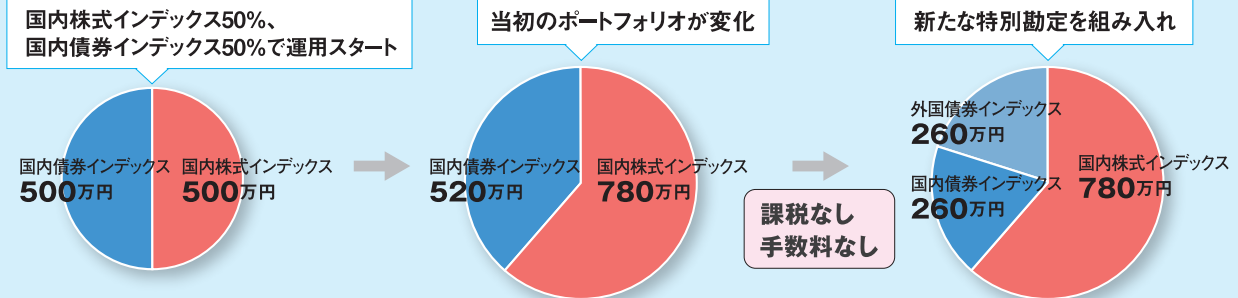
いつでもポートフォリオの見直しができます

- 据置期間中、運用状況をみながら自由に特別勘定間の積立金の移転(スイッチング)を行うことでポートフォリオを見直すことができます。
- 積立金の移転(スイッチング)をすることで特別勘定の構成割合を変更したり、新たな特別勘定を組み入れたりすることが可能です。
- 各特別勘定毎に移転後の積立金の割合を指定していただけます(1%単位:合計100%)。
- 積立金の移転(スイッチング)は1保険年度15回まで手数料なしで行えます。16回目からは1回につき、1,000円の手数料がかかります。
- 積立金の移転(スイッチング)は、ジブラルタ生命のコールセンターへのお申し出や郵送にて手続きいただくことができます。

【特別勘定の構成割合を変更した場合】



【新たな特別勘定を組み入れた場合】



※上記は、スイッチングのイメージを示したものであり、実際の運用成果等を示唆するものではありません。また、例示の特別勘定を推奨するものではありません。

スイッチングについてはジブラルタ生命コールセンターまでお申し出ください

0120-59-2269
ジブラロック

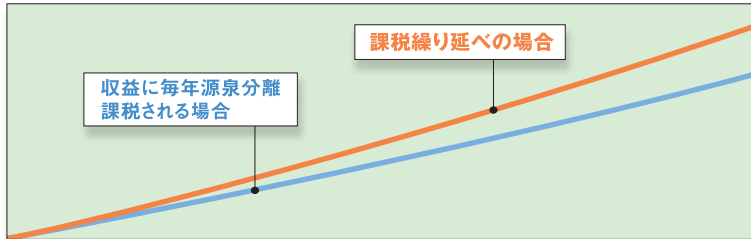
●受付時間／平日 8:30～20:00、土曜 9:00～17:00(日曜・祝日を除く)

※コールセンターでの積立金の移転(スイッチング)の受付時間は、平日の8:30から15:00までとなります。平日の15:00以降および土曜日については、翌営業日の受付としてお取扱いたします。

【ご参考】課税繰り延べの効果

運用益やスイッチング時の収益等に対する課税は、年金受取時や年金の一括受取時、解約時等まで繰り延べられます。たとえば、元本1,000万円を利率5%で3年間運用、収益に毎年20%源泉分離課税された場合と課税繰り延べされた場合を比較すると、源泉分離課税された場合は約1,125万円、課税繰り延べされた場合は約1,158万円となりその差額は約33万円となります。これからも運用収益がそのまま元本に組み込まれて運用される場合には優れた複利運用効果が期待できることがわかります。

＜課税繰り延べ効果のイメージ＞



※課税繰り延べ効果のイメージであり、実際の「スマート年金 4分散プラス」の運用成果等を示唆するものではありません。

年金について

運用実績を終身年金(保証金額付終身年金)として受け取ることができます。また、ニーズに合わせて他の年金 受取方法を選択することも可能です。

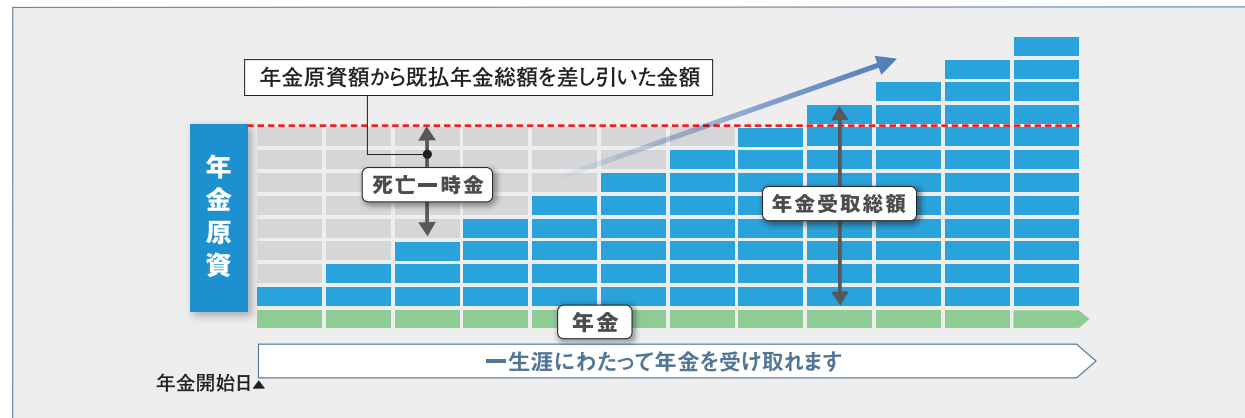
❗ 本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません
株価や債券相場、為替相場の変動等により死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資
額等が一時払保険料を下回る場合があります。

多彩な年金受取方法から選択できます

- ご契約時に選択いただける年金種類は、確定年金(10年)または保証金額付終身年金のいずれかとなります。
- 他の受取方法に変更する場合には、年金開始日前にジブラルタ生命からご案内する書面にて、以下よりご希望の受取方法をご指定いただきます。

運用実績を終身年金(保証金額付終身年金)として受け取ることができます。

保証金額付終身年金 ●年金支払期間：終身



- 年金開始日以後、毎年の年金支払日に被保険者が生存されている限り、一生にわたって年金をお受取りいただけます。
- 死亡一時金保証期間*中に被保険者が亡くなった場合、年金原資額から既払年金の総額を差引いた金額(死亡一時金)をお支払いします。
- *死亡一時金保証期間とは、既払年金の総額がはじめて年金原資額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。

一定期間受け取れる確定年金を選択することができます。

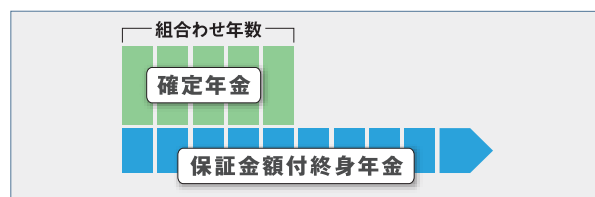
確定年金 ●年金支払期間：5～40年から1年単位で選択可能



- 年金開始日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存されている限り、年金をお受取りいただけます。
- 年金支払期間は、5～40年から1年単位で任意にご指定いただけます。
- 年金支払期間中に被保険者が亡くなった場合、年金支払期間の残存期間に対する未払いの年金現価を死亡一時金としてお支払いします。

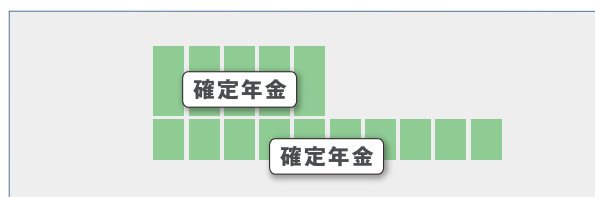
上記の年金種類を組み合わせた「前厚型終身年金」および「前厚型確定年金」を選択することができます。

前厚型終身年金



- 年金原資を確定年金部分と保証金額付終身年金部分に分け、組み合わせることで年金受取開始当初の年金額を多く受け取ることができます。

前厚型確定年金



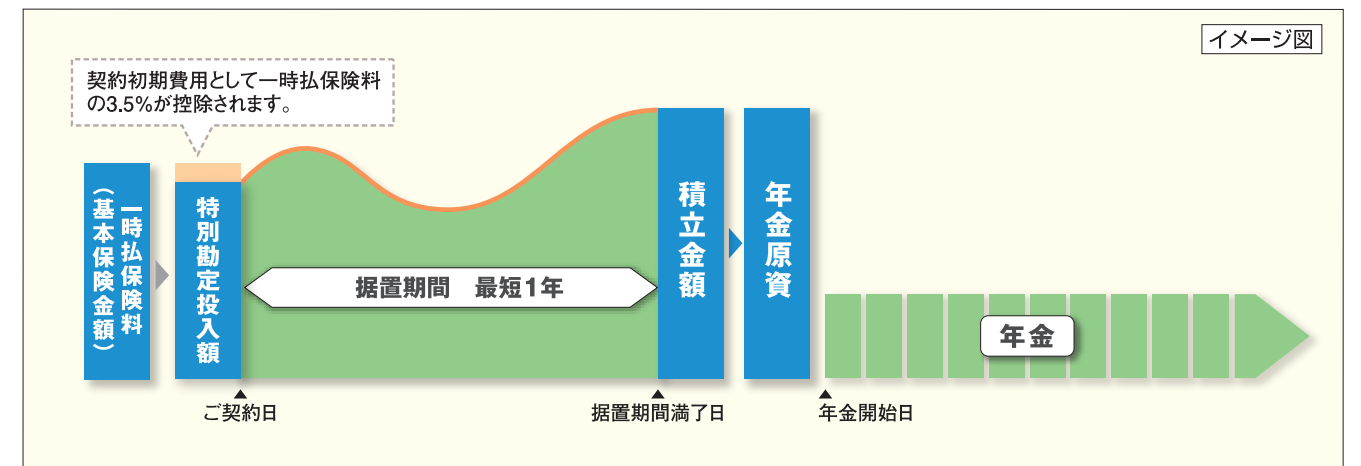
- 異なる期間の確定年金を組み合わせ、年金受取開始当初の年金額を多く受け取ることができます。

年金でのお受取りにかえて一括で受け取ることも可能です。

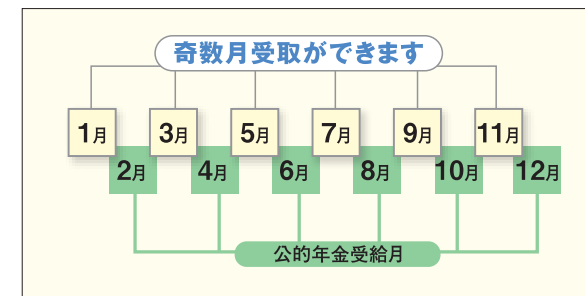
まとまった資金が必要な場合、年金でのお受取りにかえて年金原資の全部または一部を一括で受け取ることも可能です。

最短1年から年金を受け取ることができます

- ご契約日から1年経過以後、据置期間満了前であれば、年金支払移行特約を締結することで、特約締結日(ジブラルタ生命が書類を受け付けた日の翌日)の前日末の積立金額をもとに年金を受け取ることができます。
- 年金種類は、保証金額付終身年金、確定年金、前厚型終身年金、前厚型確定年金から選択することが可能です。
- 年金開始日以後、年金の分割支払を選択することができます。
- 1回あたりの年金額が5万円に満たない場合、お取扱いできません。



年金を分割で受け取ることができます



- 年金額は、等分のうえ分割して受け取ることができます。分割して受け取る回数は、年2回、年3回、年4回、年6回、年12回から選択することができます。
- 分割して支払う場合の支払日は年2回の場合は年金開始日およびその6か月ごとの応当日、年3回の場合は年金開始日およびその4か月ごとの応当日、年4回の場合は年金開始日およびその3か月ごとの応当日、年6回の場合は年金開始日およびその2か月ごとの応当日、年12回の場合は年金開始日およびその毎月の応当日となります。
- 年6回を選択した場合は、受取月を奇数月に設定することができます。これにより、公的年金を偶数月、「スマート年金 4分散プラス」の分割した年金を奇数月に受け取ることができます。
- 年金を受け取る回数は、毎年の年金支払日を基準として変更することができます。
- 分割して受け取る額が5万円に満たない場合、お取扱いできません。

年金額について

- 年金開始日以後は、一般勘定による運用を行います。
- 将来お受取りになる年金額は、保険のご加入時点に定まるものではなく、年金開始日*1の前日末における積立金額(年金原資額)および年金開始日*1における年金の種類、基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算されます。
- 変更後の年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額5万円*2に満たない年金種類はお選びいただけません。その場合は、年金開始日前日末の積立金額(年金原資額)を一括で保険契約者にお支払いし、保険契約は終了します。また、ジブラルタ生命の定める年金額の上限は、3,000万円とします。年金額の上限を超える場合は、年金額を3,000万円として、同年金を支払うために必要な部分を除いた年金原資額を将来の年金支払に代えて、第1回年金受取時に一時金として保険契約者にお支払いします。
- 年金支払開始後は、毎年の年金支払日に年金額に対して1.0%が年金管理費として積立金額から控除されます。

*1 年金開始日は、据置期間満了日の翌日となります。年金支払移行特約においては、特約の締結日が年金開始日となります。

*2 前厚型終身年金および前厚型確定年金をご選択いただく場合は、組み合わせた各年金種類について、それぞれ年金額が5万円以上となる必要があります。

その他のお取扱いについて

その他にもさまざまなお取り扱いを取り揃え、お客さまの資産形成をサポートします。

❗ 本商品には解約返戻金、死亡保険金および年金原資の最低保証はありません
株価や債券相場、為替相場の変動等により死亡保険金額、解約返戻金額、年金原資
額等が一時払保険料を下回る場合があります。

死亡保障について

① 据置期間中に被保険者が亡くなられた場合

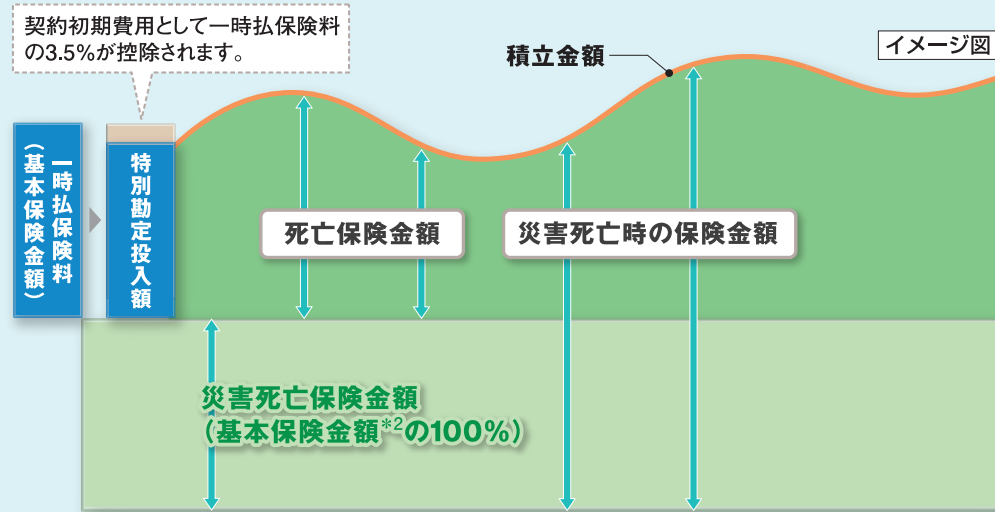
死亡保険金

死亡日の積立金額をお支払いします。死亡保険金額の最低保証はありません。

災害死亡保険金*1

災害など不慮の事故等で亡くなられた場合、死亡保険金に加えて災害死亡保険金(死亡日の基本保険金額の100%)をお支払いします。

*1 責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合または責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡保険金に加え、災害死亡保険金(死亡日の基本保険金額の100%相当額)をお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



*2 増額(減額)があった場合、増額(減額)後の基本保険金額となります。

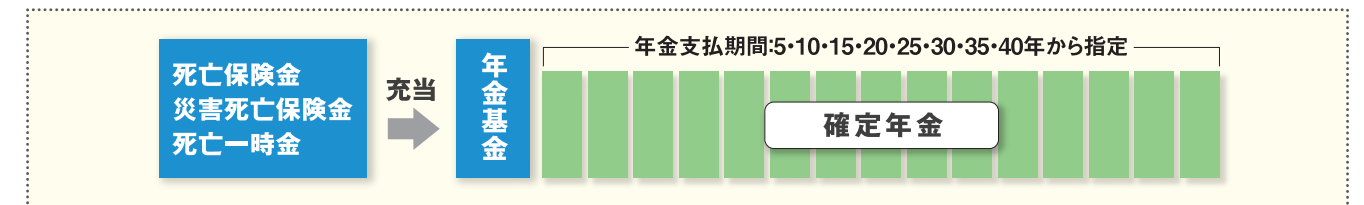
② 年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合

死亡一時金

- 確定年金の年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合は、残存期間に対する未払いの年金現価を死亡一時金としてお支払いします。
- 保証金額付終身年金の死亡一時金保証期間中に被保険者が亡くなられた場合は、年金原資額から既払年金総額を差引いた金額(死亡一時金)をお支払いします。

遺族年金特約(変額個人年金保険用)について

- この保険の死亡保険金、災害死亡保険金、および死亡一時金、または年金支払移行特約の死亡一時金の全部または一部を一時金に代えて年金でお受取りいただけます。
 - 年金の種類は確定年金となります。ご契約時または据置期間中に特約を締結する場合、年金支払期間は、5・10・15・20・25・30・35・40年*からご指定いただけます。
 - 被保険者がお亡くなりになったとき(被保険者がお亡くなりになった後にこの特約が締結されたときは締結日)を年金基金設定日として保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。年金開始日は年金基金設定日となります。
 - 年金開始日以後、年金の分割支払を選択することができます。
 - 1回あたりの年金額が5万円に満たない場合、お取り扱いできません。
- * 被保険者がお亡くなりになった後にこの特約を締結する場合、年金支払期間は5～40年の間、1年単位でご指定いただけます。



増額について

- 据置期間中に基本保険金額を増額することができます。
- 増額保険料は10万円以上(1万円単位)です。
- 増額の取扱期間は、契約日より1か月経過後、被保険者の年齢が85歳までとなります。
- 増額をした場合、増額部分について契約初期費用として増額保険料の3.5%が控除されます。
- 増額保険料については、クーリング・オフの対象外となります。クーリング・オフについては裏表紙の「ご契約にあたりご確認いただきたい事項」をご覧ください。
- 増額時の年齢が満15歳未満の場合、ご契約されている他の保険契約との通算により、増額時の保険金額のお引受けを制限する場合があります。

解約・減額について

- 据置期間中に急に資金が必要になったときは、解約あるいは基本保険金額の減額により積立金の全部あるいは一部を解約返戻金として受け取ることができます。

解約・減額しても解約控除はかかりません。

解約

- 年金開始日前に限りお取扱いします。
- この年金保険の解約返戻金は、特別勘定の運用実績に応じて毎日変動します。なお、最低保証はありませんので、ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、払込まれた一時払保険料より少ない金額になります。

減額

- 基本保険金額を減額した場合、積立金額も同時に減額されます。この場合、基本保険金額の減額割合と同じ割合で積立金額も減額されます。
- 減額された部分は、解約したものとしてお取扱いし、解約返戻金をお支払いします。
- 減額のお取扱いは1万円単位です。
- 減額後の基本保険金額は100万円以上であることが必要です。
- 複数の特別勘定を選択している場合、基本保険金額の減額割合で各々のファンドの積立金を減額します。

死亡保険金即日支払サービスについて

- 死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに300万円を上限とし最短でご請求いただいたその日*にお支払いします。
- 死亡保険金の場合は、お亡くなりになられた日の3営業日後よりご請求いただけます。
- こちらのサービスをご利用いただくためには、責任開始日から2年以上経過していることなど所定の条件があります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

* ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金はその日のうちにお支払いできない場合があります。

お申込みについて

〔ご契約のお取扱い〕

項 目		内 容
据置期間		90歳(被保険者の満年齢)までの期間
契約時に選択可能な年金種類*1		確定年金(年金支払期間10年)／保証金額付終身年金
被保険者の契約日の年齢		0歳～80歳(満年齢)
年金支払 開始年齢*2	確定年金／前厚型確定年金	5歳～90歳(満年齢)
	保証金額付終身年金／前厚型終身年金	40歳～90歳(満年齢)
一時払保険料		100万円～5億円*3(被保険者の年齢が満15歳未満の場合1,000万円*4)(1万円単位)
払込方法		一時払
増額保険料*3 *4		10万円以上(1万円単位)
告知		職業告知のみ
年金受取人		契約者または被保険者*5
死亡保険金受取人		配偶者または被保険者の2親等以内の親族

*1 据置期間満了後に年金を受け取る場合には、年金開始日前にジブラルタ生命よりご案内する書面にてご希望の年金種類に変更することができます。

*2 確定年金の最終年金支払日における被保険者の年齢は122歳以下である必要があります。

*3 同一の被保険者について、ジブラルタ生命で取扱うすべての変額個人年金保険の基本保険金額を通算して5億円を超えるお取扱いはできません。

*4 被保険者の契約年齢(増額の場合、増額時の年齢)が満15歳未満の場合、ご契約されている他の保険契約との通算により、新契約時(増額の場合、増額時)の保険金額のお引受けを制限する場合があります。

*5 契約者のお申し出により年金受取人を変更することができます。

① 諸費用について

〔ご契約時の費用〕

項 目	費 用	概 要
契約初期費用	3.5%	お支払いいただいた一時払保険料に対して左記の率を乗じた額を特別勘定投入時に一時払保険料より控除します。

※増額をした場合、契約初期費用として増額保険料の3.5%が控除されます。

〔据置期間中の費用〕

項 目	費 用	概 要
保険契約管理費*1	年率0.65%	積立金額に対して左記年率／365日を乗じた額を毎日控除します。
運用関係費用	各特別勘定により下記のとおりとなります。*2	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して特別勘定毎に設定された年率／365日を乗じた額を毎日控除します。
積立金の移転手数料	無料	1保険年度15回まで
	1,000円／回 積立金を移転する際に積立金より控除します。	1保険年度16回目から

*1 保険契約管理費とは、災害死亡保険金のための費用、および会社の経費に充てるための費用の合計です。

*2 各特別勘定ごとの運用関係費用

特別勘定名	主たる投資対象となる投資信託名	運用関係費用(税込)
国内株式インデックス	ブルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマンス	年率0.1785%(税抜0.17%)程度
国内債券インデックス	ブルデンシャル私募国内債券マーケット・パフォーマンス	年率0.1365%(税抜0.13%)程度
外国株式インデックス	ブルデンシャル私募海外株式マーケット・パフォーマンス	年率0.231%(税抜0.22%)程度
外国債券インデックス	ブルデンシャル私募海外債券マーケット・パフォーマンス	年率0.21%(税抜0.20%)程度
マネープール	日興MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	年率0%～1.00%以内(金利水準等によって変動)

※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬の他、運用関係費用としてお客さまにご負担いただく手数料には、信託財産留保額、信託事務の諸費用(監査費用を含む)、有価証券の売買委託手数料および為替手数料、消費税等の税金がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、ユニットバリューに反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります(運用関係費用は、運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります)。

〔年金支払開始後の費用〕

項 目	費 用	概 要
年金管理費	年金額に対して1.0%	年金開始日以後の毎年の年金支払日に積立金額から控除します。

※年金支払移行特約、遺族年金特約(変額個人年金保険用)による年金支払期間中も含まれます。

※記載の年金管理費は2009年3月現在のものです。将来変更される可能性があります。

税務のお取扱いについて

〔お支払いいただく保険料について〕

生命保険料控除の対象となります。一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。
※個人年金保険料控除の対象ではありません。

〔据置期間中に解約した場合〕

年金種類	解約までの期間(5年以内)	解約までの期間(5年超)
確定年金	20%源泉分離課税(解約差益)	所得税(一時所得)＋住民税
保証金額付終身年金	所得税(一時所得)＋住民税	

〔年金でお受取りになる場合〕

契約者	年金受取人	課税時	税金の種類
A	A	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)＋住民税
A	B	年金の受取開始時	年金受給権の評価額に対して贈与税
		毎年の年金受取時	所得税(雑所得)＋住民税

〔(災害)死亡保険金をお受取りになる場合〕

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
A	A	法定相続人	相続税*
A	B	A	所得税(一時所得)＋住民税
		C	贈与税

*相続税の課税対象となる場合、他の保険と合算して生命保険金の非課税金額(500万円×法定相続人の数)の対象となります。くわしくは下記「生命保険金の非課税金額(相続税法第12条)」をご参照ください。

〔遺族年金特約(変額個人年金保険用)を付加して(災害)死亡保険金を年金としてお受取りになる場合〕

遺族年金特約の年金受取人	年金受取の申し出時期	被保険者死亡時の課税	年金受取時の課税
契約者以外	生存中に契約者より申し出	年金受給権の評価額に対して相続税*または贈与税	所得税(雑所得)＋住民税
	死亡日以後に申し出	(災害)死亡保険金に対して相続税*または贈与税	
契約者	生存中に契約者より申し出	—	
	死亡日以後に申し出	所得税(一時所得)＋住民税	

*相続税の課税対象となる場合、他の保険と合算して生命保険金の非課税金額(500万円×法定相続人の数)の対象となります。くわしくは下記「生命保険金の非課税金額(相続税法第12条)」をご参照ください。

●年金受給権の評価額について

(確定年金の場合)〈相続税法第24条の1〉

年金受取総額(1年間に受け取る年金総額×残存期間)
に右表の評価割合を乗じた額が評価額となります。

残存期間	評価割合	残存期間	評価割合
5年以下	70%	15年超～25年以下	40%
5年超～10年以下	60%	25年超～35年以下	30%
10年超～15年以下	50%	35年超	20%

●一時所得について

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額＝{[収入－必要経費(払込保険料等)]－特別控除(50万円)}×1/2

●生命保険金の非課税金額について〈相続税法第12条〉

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一で、死亡保険金の受取人が相続人のときは、他の生命保険金と合算して次の控除が適用されます。

生命保険金の非課税金額＝500万円×法定相続人の数

上記内容は、平成21年2月現在における税務取扱いに基づいて作成しておりますが、税務取扱いは将来的に変更されることがあります。
個別の税務取扱いにつきまては、所轄の税務署等にご確認ください。

情報提供とサービス



郵送

- 特別勘定での運用開始のお知らせ
- 変額年金(特別勘定)決算のお知らせ(事業年度末)
- ご契約状況のお知らせ(3か月毎)
- 積立金の移転(スイッチング)



電話

〔ジブラルタ生命コールセンター〕

受付時間／平日 8:30～20:00、土曜 9:00～17:00(日曜・祝日を除く)

- 積立金状況や運用実績等の照会
- 積立金の移転(スイッチング)の受付
- 住所変更手続き、保険証券の再発行手続き、保障内容の確認等の対応



0120-59-2269
ジ ブ ロ ッ ク



インターネット

〔ジブラルタ生命ホームページ〕

<http://www.gib-life.co.jp>

- 契約内容のご確認
- 保険証券再発行のご請求
- 変額年金(特別勘定)の現況(月度／年度)
- 住所・電話番号等の変更
- 特別勘定のユニットバリュー(積立金の1口あたりの価値)の照会